



# 4月1日より自転車の違反運転に 青切符が!!!



去る3月14日(土)に山王小学校にて大森警察署交通課による「交通安全・自転車教室」が開催されました。参加児童の皆さんはよく理解されました。大人が模範を示しましょう。

安全利用五則が変わったわけでは有りません。自転車は便利な乗り物ですが、運転者だけでなく、他に被害を及ぼすことの無いように規則やマナーを守りましょう。基本はマナー!!! 違反すると青切符や赤切符が課せられます。



【安全五則は今までと変わらない 規則を守ろうね！  
特に「一旦停止が大切!】(交通課梅澤主任)



## 青切符と赤切符を 切られる 主な違反行為(例)

目的は、あくまでも自転車の安全利用を促すことで交通事故を減らすことに有ります。特に信号無視、歩道や横断歩道の走行は注意!

取り締まりの対象年齢は

# 16歳以上!

警察官の指導や警告を受けた場合は  
すみやかに従わなければなりません。



梅澤主任

佐藤係長

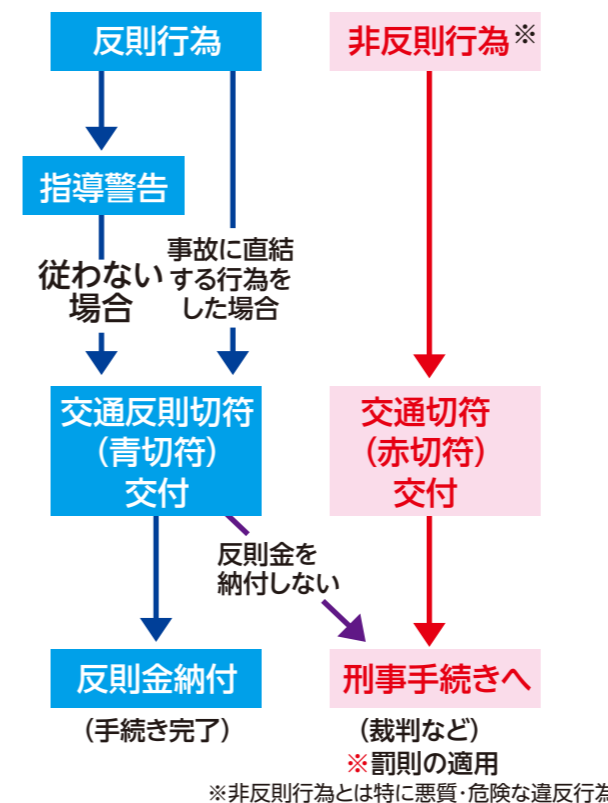
警視庁大森警察署交通課を訪問し、  
ご指導を戴きました。  
**青切符と赤切符はこれです!**

(編集委員:横山 善朗・白田 幸生)  
(事務局:三部 優樹)

自転車運転は規則を守り・マナーを守り自他共に安全が大事ですね!  
**青切符や赤切符を貰わぬよう!!!**

## 行政手続の変更だよ!

自転車の交通違反取締りの流れ (改正後)



## 新しいルール始まるよ!



車両が自転車の右側を通過する際、自転車はできるだけ道路の左に寄って通行しないと、**被側方通過車義務違反**。

〔道路交通法第18条第4項  
令和8年4月1日から施行〕